

2023 年度版『合格する論作文』（p.202～205）につきまして
論作文のテーマとして示されているグラフと論作文の内容について相違がありました。
お詫びして訂正いたします。当該ページの内容は、以下をご参照ください。

テーマ
35

【データ分析型】次のグラフは、文部科学省の「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より、学年別いじめの認知件数を示したものです。このグラフを見て、あなたは「いじめ」の防止に向けて、どのように取り組みますか。

※学年別いじめの認知件数

学年	認知件数
小1	81,787
小2	84,354
小3	78,929
小4	71,389
小5	59,901
小6	45,240
中1	42,569
中2	25,987
中3	12,397
高1	6,887
高2	4,614
高3	2,782

注1：関・宮・京の合計、注2：高等学校は男女別、注3：特別の1～3年生で学年別集計はない。
（文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2021年10月13日）

合格
答案

※いじめの防止

文部科学省の「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置のポイント」」では、未然防止について以下のように述べている。

「未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。」

手取り足取り 論作文を構成しよう！

テーマ
35

【データ分析型】「いじめ」の防止への取り組み

序論

①テーマの背景 学校教育の問題点、児童生徒の実態など
いじめの認知件数は中学校第1学年で減少幅が縮小➡いわゆる「中1ギャップ」

②課題の指摘 本論で取り上げる課題を指摘する
：～だと考える ～が重要である など
小学校第2学年で8万4354件と最多となっており、中学校に進学してから突発的に起きているわけではない

③課題解決のための視点 課題解決に向けて私が目指す教育の視点
：2つの視点から述べる ～に取り組む など
小中連携の推進、「絆づくり」のための学級運営

本論

方策(1) 小中連携を推進する

①論 課題解決に向けた自分の考え：～だと考える ～が重要である など
学校における環境の変化にスムーズに移行できないことが原因

②例 論をより説得力あるものにするための自分の経験など。なくても可：～だった
(新しい友達、制服、校則など、初めてのことばかりで毎日緊張していた中学校生活)

③説 課題解決のための具体的な実践：～を実践する ～に取り組む など
小中間の子どもたちが交流できる学校行事を計画、教師間の交流、情報交換

方策(2) 「絆づくり」のための学級運営を行う

①論 課題解決に向けた自分の考え：～だと考える ～が重要である など
子どもたち自身がいじめの防止に主体的に取り組む態度を育成する

②例 論をより説得力あるものにするための自分の経験など。なくても可：～だった
(いじめにうすうす気づいていたが、学級担任に報告する勇気がもてなかった)

③説 課題解決のための具体的な実践：～を実践する ～に取り組む など
子どもたち同士が積極的に関わり合い、「絆づくり」を深める学級運営

結論

①出題テーマのキーワード (言い換えも可)
中学校でも継続する問題行動は、すでに小学校段階から始まっている

②別の視点からの補説
いじめ＝重大な人権侵害

③教職への抱負・決意：～に努める ～に励む など
学年や学校を超えて積極的に他の教師と連携・協力し、いじめを許さない子どもたちを育成

試験官はココを見る！

- グラフを分析し、どのような課題点を見いだすか。
- 「いじめの防止」について正しい認識をもっているか。
- 「いじめの防止」のための具体的な方策があるか。

序論のために**学年別いじめの認知件数のグラフから課題点を見いだそう**

小学校第2学年でピークを迎えたいじめの認知件数は、学年が上がるにつれて少しずつ減少するものの、中学校第1学年でその減少幅が縮小します。これにはいわゆる「**中1ギャップ**」の影響があると言われていますが、2学年間の「点」で捉えるのではなく、「線」で捉えてみましょう。すなわち、中学校で顕在化するいじめのような問題行動は、小学校からすでに始まっているという視点をもつことが必要です。

「いじめの防止」に対する正しい認識をもとう

「いじめの防止等のための基本的な方針」（2013年10月策定、2017年3月最終改定）では、いじめの防止に対する基本的な考え方として、「いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むこと」から始めていく必要があると示しています。

本論・結論のために**「いじめの防止」のための具体的な方策を考えよう**

上記の方針では、いじめの防止の基本となるのは、「児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくこと」であるとしています。子どもたちの「居場所づくり」「絆づくり」の場となるような学級づくりを考えてみましょう。

また、各学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、各自治体の「地方いじめ防止基本方針」を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容などを「学校いじめ防止基本方針」として策定することが義務付けられています（いじめ防止対策推進法第13条）。母校のホームページなどからチェックしておきましょう。

そのまま使える！ とっておき資料

次の資料では、いじめの防止のための措置として、いくつかの観点が示されています。具体的な方策を考える上での参考にしてみましょう。

【いじめについての共通理解】

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。その際、いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組を行うことが有効である。常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

【いじめに向かわない態度・能力の育成】

学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

【いじめが生まれる背景と指導上の注意】

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（文部科学省「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」）